

# 令和3年度大学入学共通テストにおける 受験上の配慮(概要)



独立行政法人  
大学入試センター

## 大学入学共通テストにおける受験上の配慮

大学入学共通テストにおいては、病気・負傷や障害等のために、受験に際して配慮を希望する志願者に対し、個々の症状や状態等に応じた受験上の配慮を行います。

受験上の配慮を希望する場合は、7月中に公表する「受験上の配慮案内」にて配慮事項や申請方法を確認の上、定められた期間内に申請してください。

申請のあった配慮事項について、大学入試センターにおいて審査を行い、配慮事項を決定します。

## 令和2年度大学入試センター試験（令和2年1月実施）からの主な変更点

受験上の配慮に関する、令和2年度大学入試センター試験からの変更点は、以下のとおりです。

主な変更点

1

### 「視覚に関する配慮事項」における「対象となる者」を変更

「視覚に関する配慮事項」において、1.3倍の試験時間延長の「対象となる者」を変更します。

[詳細は2ページ](#)

主な変更点

2

### 1.5倍の試験時間延長の申請方法を分かりやすく記載

志願者一人一人のニーズに応じたきめ細かな配慮が行えるよう、1.5倍の試験時間延長の申請方法を「受験上の配慮案内」に分かりやすく記載します。

[詳細は3ページ](#)

# 令和2年度大学入試センター試験からの主な変更点①

## 主な変更点 1

### 「視覚に関する配慮事項」における「対象となる者」を変更

「視覚に関する配慮事項」における、1.3倍の試験時間延長の対象となる者について、下表のとおり変更します。これに伴い、診断書（視覚障害関係）の様式を一部変更します。（両眼視力の記入欄の追加等）

対象となる者		解答方法及び試験時間について 配慮する事項（例）（注1・2）	
令和2年度 大学入試センター試験	令和3年度 大学入学共通テスト	解答方法	試験時間
点字による教育を受けている者	点字による教育を受けている者	点字解答	1.5倍に延長
①良い方の眼の矯正視力が 0.15以下の者	<b>変更</b> → ①両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者のうち、 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等 の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程 度の者	文字解答	1.3倍に延長
②両眼による視野について 強度視野障害のある者	<b>変更</b> → ②視力以外の視機能障害（注3）が高度の者のう ち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図 形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難 な程度の者		
③上記以外で解答用紙にマー クすることが困難な者	③上記以外で解答用紙にマークすることが困難 な者		一般受験者と同じ
上記以外で視覚に関する配慮 を必要とする者	上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者		一般受験者と同じ

（注1）「配慮する事項（例）」は、解答方法と試験時間に関する代表的な配慮事項の例示であり、「対象となる者」に該当する者であっても、受験上の配慮申請でこれらの配慮事項を申請し、許可された場合に限り、受験上の配慮を行います。（申請しない場合又は申請しても審査の結果不許可となった場合は、配慮されません。）

（注2）解答方法及び試験時間以外の配慮事項については、「受験上の配慮案内」を確認してください。

（注3）視野の障害、明暗順応の障害、眼球振盪などが該当します。詳しくは、「受験上の配慮案内」を確認してください。

# 令和2年度大学入試センター試験からの主な変更点②

主な変更点

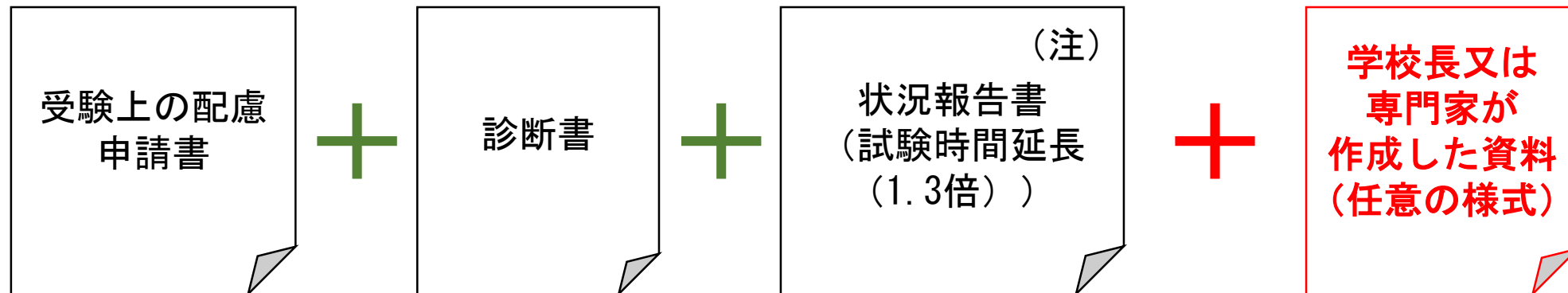
2

## 1.5倍の試験時間延長の申請方法を分かりやすく記載

志願者一人一人のニーズに応じたきめ細かな配慮が行えるよう、1.5倍の試験時間延長の申請方法を「受験上の配慮案内」に分かりやすく記載します。

視覚障害、肢体不自由又は発達障害などにより1.3倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5倍の試験時間延長が必要な場合には、下図のように、「受験上の配慮申請書」「診断書」「状況報告書」に加え、1.5倍の試験時間延長の必要性が分かる「具体的な理由」や「これまでの取組み」等を示した資料（任意の様式で学校長又は専門家が作成したもの）を提出してください。

### 1.5倍の試験時間延長 申請方法



(注) 発達障害により申請する場合は、「状況報告書（発達障害関係）」を提出してください。  
また、代筆解答を申請する場合は、「状況報告書（代筆解答）」を提出してください。

なお、点字解答、代筆解答（数学のみ）の試験時間延長1.5倍については、学校長又は専門家が作成した資料は不要です。

申請書類の詳細については、「受験上の配慮案内」を確認してください。

# 受験上の配慮申請に関する今後のスケジュール（予定）

7月中

令和3年度大学入学共通テスト「受験上の配慮案内」の公表

受験上の配慮を希望する志願者は、「受験上の配慮案内」（7月中に公表予定）を次の①又は②の方法により入手してください（大学等では配付していません。）。申請に必要な申請書等の様式は、「受験上の配慮案内」にとじ込んであります。

## 受験上の配慮案内の入手方法

- ① 大学入試センターのホームページ（<https://www.dnc.ac.jp/>）からダウンロードできます。申請書や診断書等の様式をダウンロードしてそのまま使用することができます。
- ② 次のア・イを封筒（表面に「受験上の配慮案内請求」と朱書すること。）に入れて大学入試センター事業第1課（〒153-8501 東京都目黒区駒場2-19-23）に郵便で請求してください。
  - ア 氏名、現住所、電話番号、在学（又は出身）学校名を記入した便せん等
  - イ 返信用封筒（角形2号：縦33.2cm・横24cm、表面に現住所・氏名を記入し、250円分の切手を貼る。）

8月3日～9月25日

## 受験上の配慮申請期間（出願前申請）

※ 出願前申請の期間のうち、9月4日までに申請した場合は、9月下旬までに、申請した配慮事項の審査結果を通知します。具体的な日程は、「受験上の配慮案内」で確認してください。

9月28日～10月8日

## 受験上の配慮申請期間（出願時申請）

受験上の配慮の申請方法や申請書類等については、「受験上の配慮案内」をダウンロード又は入手し確認してください。

## 受験上の配慮についての事前相談

大学入試センターでは、大学入学共通テストの**受験上の配慮に関する事前相談を随時受け付けています**。受験上の配慮について疑問点や分からないこと等があれば、出願前申請期間・出願受付期間にかかわらず、できるだけ早めに大学入試センター事業第1課（下記）にお問い合わせください。

また、障害等の種類と程度によっては、志望大学の個別学力検査等や修学上（入学後の大学生活等）の配慮が必要となることがありますので、別途、志望大学が定めている期日までに、志望大学に相談してください。

## 受験上の配慮に関するお問合せ先

### ○ 志願者問合せ専用電話（大学入試センター事業第1課）

**TEL 03-3465-8600**

9:30~17:00（土・日曜、祝日、12月29日~1月3日を除く）

### ○ 電話での問合せが難しい障害等のある方専用FAX

**FAX 03-3485-1771**